

## 固定資産貸付等に関する基準

制定 平成 26 年 10 月 1 日

### 第 1 固定資産貸付料の算定基準

地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産管理規程（以下「固定資産管理規程」という。）第 9 条に規定する固定資産の貸付料については次のとおりとする。

#### 1 食堂・喫茶室、売店及び駐車場を用途とする貸付け

##### (1) 新規貸付物件の月額貸付料

食堂・喫茶室については別表 1、売店については別表 2、駐車場については別表 3 による貸付料に算定の基礎となる面積を乗じた金額（以下「別表による貸付料」という。）を最低貸付料とする。

##### (2) 継続貸付物件の月額貸付料

現行貸付料と別表による貸付料とを比較して、最低貸付料を設定する。

##### ア 現行貸付料が別表による貸付料を上回る場合

現行貸付料を最低貸付料とする。

ただし、現在の貸付相手方の当該施設における収支状況から現行貸付料を最低貸付料とすることが困難な場合においては、現行貸付料と別表による貸付料の差額の 2 分の 1 を別表による貸付料に加算したものを最低貸付料とすることができる。

##### イ 別表による貸付料が現行貸付料を上回る場合

別表による貸付料を最低貸付料とする。

##### (3) 建物内に設置した時間貸駐車場の特例

建物内に設置した時間貸駐車場においては、現在の貸付相手方の収支状況を検証した結果、(2) による最低貸付料の設定が困難と認められる場合には、別表による貸付料に 0.5 を乗じたものと現行貸付料とを比較したうえで、(2) による方法を用いて最低貸付料を設定することができるものとする。

##### (4) 適用困難な場合の取扱い

(1) から (3) による最低貸付料の設定が困難な場合には、近傍類似物件の価格調査などに基づき市場性等を勘案したうえで最低貸付料を定めることができる。

##### (5) 算定方法の準用

土地の指定用途を平面利用とした場合の貸付料の算定については、駐車場を設置する場合の貸付料の算定方法を準用する。

##### (6) 別表の改定

別表 1～3 は、原則として 3 年ごとに改定する。

## 2 自動販売機

最低貸付料は、原則として次のとおりとする。

ただし、これにより難しい場合は近傍類似物件の価格調査などに基づき市場性等を勘案したうえで最低貸付料を定めることができる。

### (1) 新規貸付の月額貸付料

3,000 円/月・台（消費税及び地方消費税を除く）とする。

### (2) 継続貸付の月額貸付料

3,000 円/月・台（消費税及び地方消費税を除く）と現行貸付料とを比較し高額な方を採用する。

## 5 電柱・電線等公共性を有する物件

設置を希望する事業者の申請に基づき貸し付けることとし、貸付料は別表 4 に定める金額（定額）とする。

## 4 その他の用途での貸付け

最低貸付料は、原則として次のとおりとする。

ただし、これにより難しい場合は近傍類似物件の価格調査などに基づき市場性等を勘案したうえで最低貸付料を定めることができる。

### (1) 新規貸付物件の月額貸付料

#### ア 土地

次の計算式により土地を貸し付ける場合の賃貸借料を算出する。

$$\text{貸付料月額} (\text{※1}) = \frac{\text{貸付物件の} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの基礎価格} (\text{※2}) \times \text{貸付面積} (\text{m}^2)}{1,000} \times \frac{2.5}{1,000} \text{ (一円未満切り捨て)}$$

(※1) 貸付期間の初日が月の初日でないとき又は貸付期間の満了日が月の末日でないとき、当該月の貸付料は、さらに歴日数による日割りにより計算する。

(※2) 1 m<sup>2</sup>当たりの基礎価格は、次の計算式により求めることを基本とする。

$$1 \text{ m}^2 \text{ 当たり の基礎価格} = \frac{\text{貸付物件が接する道路に付設されている相続税路線価}}{0.8} \times \text{補正率}$$

ただし、相続税路線価を採用することが困難と認められる場合は、次の計算式により求める。時点修正率は公示地価の平均変動率を用いる。平均変動率は、該当区と用途地域（住居系、商業系及び工業系の 3 種類）から、採用する数値を確認すること。

$$1 \text{ m}^2 \text{ 当たり の基礎価格} = \frac{\text{貸付物件が接する道路に付設されている相続税路線価}}{0.8} \times \text{時点補正率} \times \text{補正率}$$

#### 相続税路線価

相続税路線価は毎年、7月1日に国税庁が発表しており、貸付先決定に要する期間を考慮して貸付開始日が9月1日以降となるものから当該年の相続税路線価を用いることとする。

採用する相続税路線価の判定にあたっては、貸付部分のみで判断するのではなく、貸付部分を含む一団の土地の接道状況により判断することとし、複数の道路に接している場合には、最も高い路線価を採用することを原則とする。ただし、当該土地の形状や利用状況を勘案してその道路と接していることが土地の効用を高めているとは言えない場合は、その道路に付設されている路線価を除いて判定することができる。

## イ 建物

次の計算式により建物を貸し付ける場合の賃貸借料を算出する。

### (ア) 建物の全体を貸し付ける場合

当該建物の固定資産台帳記載の建設価格に公益社団法人全国市有物件災害共済会発行の「年次別建築費指数表」の当年度指数を乗じて算出した再建築価格に、当該建物の経過年数に応じた現価率を乗じることにより算出する。

現価率は公有持参台帳等処理要領別表3の耐用年数及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第7もしくは別表第8の定額法の償却率により算定するものとする。ただし、最終残価率を0.1とし、現価率はこれを下回らないものとする。

$$\begin{aligned} \text{貸付料月額} &= \frac{\text{再建築価格} \times \text{現価率}}{1,000} \times \frac{6}{1,000} \\ &+ \frac{\text{貸付物件の敷地の} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの基礎価格} \times \text{敷地面積 (m}^2\text{)}}{1,000} \times \frac{2.5}{1,000} \quad (\text{一円未満切り捨て}) \end{aligned}$$

(※5)

(※3)再建築価格は、当該建物の固定資産台帳記載の建設価格に公益社団法人全国市有物件災害共済会発行の「年次別建築費指数表」の当年度指数を乗じて算出する。

(※4)現価率は減価償却の手法である定額法の手法を用いて算出することとし、次の計算式により算出する。

$$1 - (1 - \text{最終残価率}) \times \frac{\text{当該建物の耐用年数}}{\text{に応じた減価率}} \times \frac{\text{当該建物の経過年数}}{\text{経過年数}}$$

- ・最終残価率は0.1とする。
- ・耐用年数に応じた減価率は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第7又は別表第8の償却率を建物の建築年月に応じて採用する。

(※5) 1 m<sup>2</sup>当たりの基礎価格は、土地を貸し付ける場合の計算式により求める。

### (イ) 建物の一部を貸し付ける場合

(ア)により算定した建物の全体価格から、貸付部分が在する階の階層別効用を考慮した配分を行い算出することとし、その際に使用する階層別効用比率は別表6のとおりとする。

$$\begin{aligned}
 \text{貸付料月額} &= \text{再建築価格} \times \text{現価率} \times \text{貸付部分が在する階の} \\
 (\ast 1) & \quad (\ast 3) \quad (\ast 4) \quad \times \quad \text{階層別効用積数比率} (\ast 6) \\
 & \quad \times \frac{\text{貸付面積 (m}^2\text{)}}{\text{使用許可部分が在する階の床面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{6}{1,000} \\
 + & \text{貸付物件の敷地の} \times \text{敷地面積} \times \text{貸付部分が在する階の} \\
 & \text{1 m}^2\text{当たりの基礎価格} \quad (\text{m}^2) \quad \text{階層別効用積数比率} (\ast 6) \\
 & \quad (\ast 5) \\
 & \quad \times \frac{\text{貸付面積 (m}^2\text{)}}{\text{貸付部分が在する階の床面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{2.5}{1,000} \quad (\text{一円未満切り捨て})
 \end{aligned}$$

(※6)使用許可部分が在する階の階層別効用積数比率は、以下の計算式により求める。

$$\frac{\text{当該階の階層別効用積数}(\ast 7)}{\text{建物全体の階層別効用積数の総和}}$$

(※7)階層別効用積数は当該階の床面積に階層別効用比率を乗じて算出する。

採用する階層別効用比率は実際の建物用途に応じて判断する。

(ウ) 建物の屋上部分を使用許可する場合の特例

上記(イ)の計算式のうち、「貸付部分が在する階」を「貸付部分の直下階」と読み替えて算定する。

(エ) 建物全体の現在価格

期首帳簿価額 × 年次別建築費指数 (円未満四捨五入)

i 期首帳簿価額

対象の建物について、帳簿上減価償却に伴う残存価値が10%未満となっている場合は、残存価値が10%として算出した金額(円未満四捨五入)をもって期首帳簿価額に代えることとする。

ii 年次別建築費指数

公益社団法人全国市有物件災害共済会発行の「年次別建築費指数表」(別表5)によることとし、対象の建物の当初しゅん工年度に対応した指数を用いる。

(2) 継続貸付物件の月額貸付料

現行貸付料と(1)により算出した貸付料(以下「算出貸付料」という。)を比較して、最低貸付料を設定する。

ア 現行貸付料が算出貸付料を上回る場合

現行貸付料を最低貸付料とする。

イ 算出貸付料が現行貸付料を上回る場合

算出貸付料を最低貸付料とする。

## 第2 固定資産貸付契約に係る契約保証金

固定資産管理規程第10条に規定する貸付契約に係る契約保証金については次のとおりとする。

1 貸付期間20年以上 貸付料6月分相当額以上

2 契約期間 20 年未満 貸付料 3 月分相当額以上

### 第 3 固定資産貸付契約に係る延滞損害金の算定基準

固定資産管理規程第 12 条に基づき固定資産の借受人から徴収する延滞損害金は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、貸付料(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年 14.6 パーセントの割合で計算した金額とする。

ただし、当分の間、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とする。

### 第 4 固定資産貸付契約に係る連帯保証人の資格に関する基準

#### 1 通常の固定資産貸付(貸付期間が 1 年を超えるもの)

固定資産管理規程第 15 条に規定する、貸付期間が 1 年を超える固定資産の貸付(1 年ごとに契約を更新する場合は含まない。)に係る連帯保証人の資格は次のとおりとする。

- (1) 市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること
- (2) 貸付料年額の 5 倍以上の年間所得又は資産を有すること

#### 2 固定資産の譲渡相手方に対する貸付

固定資産管理規程第 24 条に規定する、固定資産の譲渡相手方に対する当該固定資産の貸付に係る連帯保証人の資格は次のとおりとする。

- (1) 市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること
- (2) 売払代金の 2 分の 1 以上の年間所得又は資産を有すること

### 第 5 固定資産の譲渡対価に係る利息算定基準

固定資産の譲渡にあたり物件の引き渡し後に納付又は分割納付をさせる場合における固定資産管理規程第 25 条に基づく利息は、大阪市財産規則(昭和 39 年大阪市規則第 17 号)第 36 条の規定により計算した金額とする。

附 則

この基準は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

別表1 (食堂・喫茶室)

○金額：1㎡あたりの月額貸付料（円/㎡）を示す。

○路線価：貸付期間初日の直近の相続税路線価を採用する。

(初日が9月1日以降である場合はその年の路線価とする。)

所在階層	指定容積率 200%							
3～	830	900	970	1,040	1,110	1,180	1,250	1,320
2	970	1,050	1,140	1,220	1,300	1,380	1,460	1,540
1	1,390	1,510	1,620	1,740	1,860	1,970	2,090	2,210
B1	630	680	730	780	840	890	940	990
路線価 (千円/㎡)	100未満	100以上 150未満	150以上 200未満	200以上 250未満	250以上 300未満	300以上 350未満	350以上 400未満	400以上

所在階層	指定容積率 300%								
3～	800	850	900	940	990	1,040	1,090	1,130	1,180
2	930	990	1,050	1,100	1,160	1,210	1,270	1,320	1,380
1	1,340	1,410	1,490	1,570	1,650	1,730	1,810	1,890	1,970
B1	600	640	670	710	740	780	810	850	890
路線価 (千円/㎡)	100未満	100以上 150未満	150以上 200未満	200以上 250未満	250以上 300未満	300以上 350未満	350以上 400未満	400以上 450未満	450以上

所在階層	指定容積率 400%											
4～	810	850	890	920	960	1,000	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180	1,220
3	870	910	950	990	1,030	1,070	1,110	1,150	1,190	1,230	1,270	1,310
2	930	970	1,010	1,060	1,100	1,140	1,180	1,230	1,270	1,310	1,350	1,390
1	1,160	1,210	1,270	1,320	1,370	1,430	1,480	1,530	1,580	1,640	1,690	1,740
B1	580	610	630	660	690	710	740	770	790	820	850	870
路線価 (千円/㎡)	100未満	100以上 150未満	150以上 200未満	200以上 250未満	250以上 300未満	300以上 350未満	350以上 400未満	400以上 450未満	450以上 500未満	500以上 550未満	550以上 600未満	600以上

所在階層	指定容積率 600%											
4～	850	900	950	1,000	1,020	1,050	1,070	1,100	1,120	1,150	1,170	1,200
3	910	960	1,010	1,070	1,090	1,120	1,150	1,170	1,200	1,230	1,250	1,280
2	970	1,020	1,080	1,140	1,170	1,200	1,220	1,250	1,280	1,310	1,340	1,370
1	1,210	1,280	1,350	1,420	1,460	1,490	1,530	1,570	1,600	1,640	1,670	1,710
B 1	600	640	680	710	730	750	770	780	800	820	840	850
路線価 (千円/㎡)	200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 550未満	500以上 550未満	550以上 600未満	600以上 650未満	650以上 700未満	700以上 750未満	750以上 800未満	800以上 850未満	850以上

所在階層	指定容積率 800%											
4～	870	900	940	980	1,020	1,060	1,090	1,130	1,170	1,210	1,250	1,280
3	930	970	1,010	1,050	1,090	1,130	1,170	1,210	1,250	1,290	1,330	1,380
2	990	1,030	1,080	1,120	1,160	1,210	1,250	1,290	1,340	1,380	1,420	1,470
1	1,240	1,290	1,350	1,400	1,450	1,510	1,560	1,620	1,670	1,730	1,780	1,830
B 1	620	650	670	700	730	750	780	810	840	860	890	920
路線価 (千円/㎡)	300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1,000未満	1,000以上 1,100未満	1,100以上 1,200未満	1,200以上 1,300未満	1,300以上

所在階層	指定容積率 1000%											
4～	1,090	1,170	1,250	1,330	1,410	1,490	1,560	1,640	1,720	1,800	1,880	1,960
3	1,170	1,250	1,340	1,420	1,510	1,590	1,680	1,760	1,840	1,930	2,010	2,100
2	1,250	1,340	1,430	1,520	1,610	1,700	1,790	1,880	1,970	2,060	2,150	2,240
1	1,560	1,670	1,790	1,900	2,010	2,120	2,230	2,350	2,460	2,570	2,680	2,790
B 1	780	840	890	950	1,000	1,060	1,120	1,170	1,230	1,290	1,340	1,400
B 2	620	670	710	760	800	850	890	940	980	1030	1070	1120
路線価 (千円/㎡)	1,000未満	1,000以上 1,250未満	1,250以上 1,500未満	1,500以上 1,750未満	1,750以上 2,000未満	2,000以上 2,250未満	2,250以上 2,500未満	2,500以上 2,750未満	2,750以上 3,000未満	3,000以上 3,250未満	3,250以上 3,500未満	3,500以上

○金額：1㎡あたりの月額貸付料（円/㎡）を示す。

○路線価：貸付期間初日の直近の相続税路線価を採用する。

(初日が9月1日以降である場合はその年の路線価とする。)

所在階層	指定容積率 200%							
3～	1,100	1,210	1,300	1,390	1,490	1,580	1,670	1,760
2	1,300	1,410	1,510	1,620	1,730	1,840	1,950	2,060
1	1,850	2,010	2,160	2,320	2,480	2,630	2,790	2,940
B1	830	900	970	1,040	1,110	1,180	1,250	1,320
路線価 (千円/㎡)	100未満	100以上 150未満	150以上 200未満	200以上 250未満	250以上 300未満	300以上 350未満	350以上 400未満	400以上

所在階層	指定容積率 300%								
3～	1,070	1,130	1,190	1,260	1,320	1,380	1,450	1,510	1,570
2	1,250	1,320	1,390	1,470	1,540	1,620	1,690	1,760	1,840
1	1,780	1,890	1,990	2,100	2,200	2,310	2,410	2,520	2,620
B1	800	850	900	940	990	1,040	1,090	1,130	1,180
路線価 (千円/㎡)	100未満	100以上 150未満	150以上 200未満	200以上 250未満	250以上 300未満	300以上 350未満	350以上 400未満	400以上 450未満	450以上

所在階層	指定容積率 400%											
4～	1,080	1,130	1,180	1,230	1,280	1,330	1,380	1,430	1,480	1,530	1,580	1,630
3	1,160	1,210	1,270	1,320	1,370	1,430	1,480	1,530	1,580	1,640	1,690	1,740
2	1,240	1,290	1,350	1,410	1,460	1,520	1,580	1,630	1,690	1,750	1,800	1,860
1	1,550	1,620	1,690	1,760	1,830	1,900	1,970	2,040	2,110	2,180	2,250	2,320
B1	770	810	840	880	910	950	990	1,020	1,060	1,090	1,130	1,160
路線価 (千円/㎡)	100未満	100以上 150未満	150以上 200未満	200以上 250未満	250以上 300未満	300以上 350未満	350以上 400未満	400以上 450未満	450以上 500未満	500以上 550未満	550以上 600未満	600以上

所在階層	指定容積率 600%											
4～	1,130	1,190	1,260	1,330	1,360	1,390	1,430	1,460	1,490	1,530	1,560	1,600
3	1,210	1,280	1,350	1,420	1,460	1,490	1,530	1,570	1,600	1,640	1,670	1,710
2	1,290	1,360	1,440	1,520	1,560	1,590	1,630	1,670	1,710	1,750	1,780	1,820
1	1,610	1,710	1,800	1,900	1,940	1,990	2,040	2,090	2,140	2,180	2,230	2,280
B1	810	850	900	950	970	1000	1020	1,040	1,070	1,090	1,120	1,140
路線価 (千円/㎡)	200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 550未満	550以上 600未満	600以上 650未満	650以上 700未満	700以上 750未満	750以上 800未満	800以上 850未満	850以上

所在階層	指定容積率 800%											
4～	1,160	1,210	1,260	1,310	1,360	1,410	1,460	1,510	1,560	1,610	1,660	1,710
3	1,240	1,290	1,350	1,400	1,450	1,510	1,560	1,620	1,670	1,730	1,780	1,830
2	1,320	1,380	1,440	1,490	1,550	1,610	1,670	1,720	1,780	1,840	1,900	1,960
1	1,650	1,720	1,790	1,870	1,940	2,010	2,080	2,160	2,230	2,300	2,370	2,450
B1	830	860	900	930	970	1,010	1,040	1,080	1,110	1,150	1,190	1,220
路線価 (千円/㎡)	300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1,000未満	1,000以上 1,100未満	1,100以上 1,200未満	1,200以上 1,300未満	1,300以上

所在階層	指定容積率 1000%											
4～	1,460	1,560	1,670	1,770	1,880	1,980	2,080	2,190	2,290	2,400	2,500	2,610
3	1,560	1,670	1,790	1,900	2,010	2,120	2,230	2,350	2,460	2,570	2,680	2,790
2	1,670	1,780	1,900	2,020	2,140	2,260	2,380	2,500	2,620	2,740	2,860	2,980
1	2,080	2,230	2,380	2,530	2,680	2,830	2,980	3,130	3,280	3,430	3,580	3,730
B1	1,040	1,120	1,190	1,260	1,340	1,410	1,490	1,560	1,640	1,710	1,790	1,860
B2	830	890	950	1010	1070	1130	1190	1,250	1,310	1,370	1,430	1,490
路線価 (千円/㎡)	1,000未満	1,000以上 1,250未満	1,250以上 1,500未満	1,500以上 1,750未満	1,750以上 2,000未満	2,000以上 2,250未満	2,250以上 2,500未満	2,500以上 2,750未満	2,750以上 3,000未満	3,000以上 3,250未満	3,250以上 3,500未満	3,500以上

別表3（駐車場）

○金額：1㎡あたりの月額貸付料（円/㎡）を示す。

○路線価：貸付期間初日の直近の相続税路線価を採用する。

（初日が9月1日以降である場合はその年の路線価とする。）

○駐車場面積：有効利用率を大きく下げる特殊なもの（スロープ等）を除外して決定する。

路線価(千円/㎡) 駐車場面積	100未満	100以上	150以上	200以上	250以上	300以上	350以上	400以上	450以上	500以上
		150未満	200未満	250未満	300未満	350未満	400未満	450未満	500未満	500以上
2,000㎡以上	260	300	340	380	510	680	810	940	1,110	1,280
1,500㎡以上 2,000㎡未満	250	290	330	370	500	670	800	930	1,100	1,270
1,000㎡以上 1,500㎡未満	240	280	320	360	480	650	780	900	1,070	1,240
1,000㎡未満	240	280	320	340	410	580	710	830	1,000	1,170

別表 4

設置物件		単位	使用料
電柱並びにその支柱及び支線柱		1本につき1年	7,000円
電話柱並びにその支柱及び支線柱			4,100円
その他の柱類			410円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	20円
公衆電話所		1個につき1年	8,200円
携帯電話基地局			1,500円
郵便差出箱及び信書便差出箱			3,400円
看板		表示面積1平方メートルにつき1年	22,000円
水道管、ガス管その他の埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	170円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		240円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		370円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		490円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		730円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		980円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,700円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		2,400円
	外径が1メートル以上のもの		4,900円

年次別建築費指数表(令和5年度適用)

西暦	主体構造		D・W	S・LS	RC・CB・B・PC	SRC
	建築年次					
2023年4月1日～2024年3月31日	令和5年4月1日～令和6年3月31日		1.00	1.00	1.00	1.00
2022	4		1.00	1.00	1.00	1.00
2021	3		1.03	1.05	1.03	1.05
2020	2		1.06	1.08	1.06	1.08
2019	平成31年4月1日～令和2年3月31日		1.06	1.06	1.05	1.06
2018	30		1.08	1.06	1.05	1.06
2017	29		1.11	1.10	1.08	1.09
2016	28		1.13	1.12	1.10	1.11
2015	27		1.13	1.11	1.09	1.10
2014	26		1.13	1.13	1.10	1.12
2013	25		1.17	1.24	1.19	1.22
2012	24		1.19	1.30	1.26	1.27
2011	23		1.18	1.30	1.29	1.26
2010	22		1.20	1.30	1.29	1.29
2009	21		1.19	1.19	1.21	1.19
2008	20		1.17	1.10	1.12	1.11
2007	19		1.19	1.20	1.19	1.19
2006	18		1.22	1.22	1.24	1.21
2005	17		1.24	1.23	1.25	1.24
2004	16		1.25	1.28	1.26	1.27
2003	15		1.25	1.36	1.31	1.32
2002	14		1.26	1.37	1.33	1.33
2001	13		1.24	1.37	1.33	1.33
2000	12		1.22	1.38	1.32	1.32
1999	11		1.20	1.35	1.28	1.29
1998	10		1.18	1.31	1.24	1.25
1997	9		1.17	1.30	1.23	1.24
1996	8		1.16	1.29	1.22	1.23
1995	7		1.16	1.27	1.20	1.21
1994	6		1.14	1.24	1.18	1.18
1993	5		1.11	1.16	1.12	1.11
1992	4		1.09	1.11	1.07	1.07
1991	3		1.11	1.11	1.07	1.07
1990	2		1.17	1.16	1.14	1.13
1989	元		1.29	1.29	1.28	1.27
1988	昭和63年4月1日～平成元年3月31日		1.38	1.34	1.37	1.35
1987	62		1.50	1.42	1.49	1.45
1986	61		1.55	1.44	1.53	1.48
1985	60		1.55	1.38	1.51	1.45
1984	59		1.54	1.36	1.50	1.43
1983	58		1.54	1.36	1.50	1.43
1982	57		1.52	1.34	1.48	1.42
1981	56		1.51	1.35	1.49	1.42
1980	55		1.53	1.38	1.52	1.46
1979	54		1.70	1.55	1.69	1.61
1978	53		1.87	1.67	1.87	1.78
1977	52		1.93	1.76	1.96	1.89
1076	51		1.97	1.76	2.00	1.92
1975	50		2.01	1.77	2.02	1.92
1974	49		2.13	1.79	2.12	1.99
1973	48		2.58	2.44	2.89	2.72
1972	47		3.59	3.11	3.61	3.39
1971	46		3.79	3.19	3.71	3.50
1970	45		3.97	3.12	3.76	3.51
1969	44		4.27	3.47	4.19	3.85
1968	43		4.56	3.88	4.56	4.25
1967	42		4.91	3.71	4.64	4.25
1966	41		5.44	4.10	5.11	4.61
1965	40		5.64	4.24	5.17	4.72
1964	39		5.81	4.31	5.24	4.83
1963	38		6.02	4.41	5.36	4.97
1962	37		6.17	4.48	5.49	5.06
1961	36		6.59	4.58	6.02	5.34
1960	35		8.05	5.24	6.84	6.07
1959	34		9.13	5.47	7.38	6.34
1958	33		9.65		7.98	6.94
1957	32		9.53		7.19	6.09
1956	31		10.21		7.19	6.00
1955	30		10.42		8.26	7.29
1954	29		10.85		8.68	7.73
1953	28		11.70		8.86	7.79
1952	27		13.48		9.42	8.21
1951	26		14.43		9.35	7.90
1950	25		19.79		13.84	12.55
1949	24		17.80		12.77	12.42
1948	23		19.79		14.07	13.84
1947	22		34.60		24.21	23.27

鉄骨鉄筋C o …SRC  
 鉄筋C o ・無筋C o …RC  
 C o ブロック…CB  
 レンガ造…B  
 プレストレストC o ・プレキャストC o …PC

土蔵造…D  
 鉄骨造…S  
 軽量鉄骨造…LS  
 木造…W

## 階層別効用指数

階 層	事務所	住居
9-R	67.4	73.0
8	67.4	73.0
7	67.4	72.0
6	67.4	72.0
5	70.0	72.0
4	72.7	70.0
3	75.4	70.0
2	79.4	70.0
1	100.0	100.0
地下階	52.9	0.0